

業務規程施行規則

(昭和53.5.1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、業務規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(平成14.4.1変更)

(当取引所が指定する証券金融会社)

第1条の2 規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。

(平成14.4.1追加、21.11.16、29.4.24変更)

(売買システムによる売買以外の売買)

第2条 規程第6条ただし書に規定する当取引所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の当日取引に係る売買

(2) 債券の売買

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、売買システムによる売買の状況等から必要があると認める場合は、同項各号に定める売買以外の売買について、臨時に売買システムによる売買以外の売買により行わせることができる。この場合においては、あらかじめその内容を取引参加者に通知する。

(平成12.9.4、14.4.1、18.5.1変更)

第3条及び第4条 削 除 (平成10.12.1、14.4.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、20.1.4、21.1.5変更)

(発行日取引の期間)

第5条 規程第9条第7項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。

(平成6.2.10、10.12.1、11.11.10、12.9.4、14.4.1、17.8.8、18.5.1、21.1.5、31.7.16変更)

(同時呼値の順位)

第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券

同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控（以下「板」という。）への記載順序。ただし、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序。）で、当該銘柄の売買単位の数量（以下「最小単位」という。）の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。

(2) 債券

呼値ごとに数量の多い呼値（数量が同じであるときは、呼値の板への記載順序が先順位の呼値）が少な

い呼値に優先する。

(平成6.5.27、10.12.1、12.9.4、14.4.1、18.5.1、19.5.7、19.9.30、22.1.4変更)

(売買の中断)

第7条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 規程第28条第2号から第5号までの規定により売買の停止が行われた場合
- (2) 呼値に関する規則第9条第4項の規定により板呼値の整理が行われた場合

(平成6.5.27、10.12.1、12.9.4、19.5.7、19.9.30、22.7.15変更)

第8条 削 除 (平成12.9.4変更)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

- (1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券の約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。
- (2) 債券の約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(平成6.5.27、10.2.9、10.4.13、10.12.1、12.6.1、12.9.4、14.4.1、18.5.1、19.5.7、22.1.4変更)

(気配表示)

第10条 規程第12条第2項第4号に規定する気配表示は、呼値に関する規則第13条及び同第14条に規定する気配表示とし、規程第12条第5項かっこ書、同第16条第1項第1号aかっこ書、同第42条かっこ書、同第45条第1項かっこ書並びに同別表「配当落等における空売り価格規制の基準価格算出に関する表」の(注2)かっこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第12条から第14条までに規定する気配表示とする。

(平成6.5.27、10.12.1、12.9.4、14.2.4、14.4.1、22.1.4、25.11.5変更)

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、気配が変化した場合のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

a 午前立会終了時の場合

基 準 値 段		値	幅
200円未満のもの		上下	5円
200円以上	500円未満のもの	〃	8円
500円	〃 700円	〃	10円
700円	〃 1,000円	〃	15円
1,000円	〃 1,500円	〃	30円
1,500円	〃 2,000円	〃	40円
2,000円	〃 3,000円	〃	50円
3,000円	〃 5,000円	〃	70円
5,000円	〃 7,000円	〃	100円

業務規程施行規則

7,000円	1万円	150円
1万円	15,000円	300円
15,000円	2万円	400円
2万円	3万円	500円
3万円	5万円	700円
5万円	7万円	1,000円
7万円	10万円	1,500円
10万円	15万円	3,000円
15万円	20万円	4,000円
20万円	30万円	5,000円
30万円	50万円	7,000円
50万円	70万円	1万円
70万円	100万円	15,000円
100万円	150万円	3万円
150万円	200万円	4万円
200万円	300万円	5万円
300万円	500万円	7万円
500万円	700万円	10万円
700万円	1,000万円	15万円
1,000万円	1,500万円	30万円
1,500万円	2,000万円	40万円
2,000万円	3,000万円	50万円
3,000万円	5,000万円	70万円
5,000万円以上のもの		100万円

b 午後立会終了時の場合

基準	値段	値	幅
200円未満のもの		上下	10円
200円以上	500円未満のもの	〃	16円
500円	700円	〃	20円
700円	1,000円	〃	30円
1,000円	1,500円	〃	60円
1,500円	2,000円	〃	80円
2,000円	3,000円	〃	100円
3,000円	5,000円	〃	140円
5,000円	7,000円	〃	200円
7,000円	1万円	〃	300円
1万円	15,000円	〃	600円

15,000円	2万円	800円
2万円	3万円	1,000円
3万円	5万円	1,400円
5万円	7万円	2,000円
7万円	10万円	3,000円
10万円	15万円	6,000円
15万円	20万円	8,000円
20万円	30万円	1万円
30万円	50万円	14,000円
50万円	70万円	2万円
70万円	100万円	3万円
100万円	150万円	6万円
150万円	200万円	8万円
200万円	300万円	10万円
300万円	500万円	14万円
500万円	700万円	20万円
700万円	1,000万円	30万円
1,000万円	1,500万円	60万円
1,500万円	2,000万円	80万円
2,000万円	3,000万円	100万円
3,000万円	5,000万円	140万円
5,000万円以上のもの		200万円

(平成10.4.13、10.12.1、12.7.17、14.4.1、22.1.4、31.11.5変更)

(売買の取消し)

第12条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、N-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第18条第5号の規定によりN-NE T取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び投資信託受益証券をいう。以下同じ。）

第21条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量）

b 外国株券

(a) 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。以下同じ。）

第21条第1項第2号aに定める数量

(b) 前(a)以外の銘柄

第21条第1項第2号bに定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量）

c 転換社債型新株予約権付社債券

第21条第1項第3号に定める金額

(2) 当取引所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第13条第1項の規定により売買の取消しを行う。

（平成19.9.30追加、21.1.5、21.11.9、22.1.4、22.7.15、25.11.5変更）

（売買の取消しの範囲）

第13条 規程第13条第1項に規定する当取引所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

（平成19.9.30追加）

（株券の売買単位）

第14条 規程第15条第1号aの(b)に規定する銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が有価証券上場規程第409条の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

（平成14.4.1追加・変更、14.12.10、15.2.10、17.6.20、19.5.7変更、19.9.30第11条の2を第14条に繰下、21.1.5、21.11.9、21.11.16、令和4.4.4変更）

（国債証券以外の債券の売買単位）

第15条 規程第15条第4号aに規定する債券の売買単位は、額面金額とする。

（平成7.2.1追加、10.12.1第11条の2を第12条に繰下・変更、14.4.1、18.1.10変更、19.9.30第12条を第15条に繰下、21.1.5、22.7.15、30.5.1変更）

（転換社債型新株予約権付社債券の売買単位）

第16条 規程第15条第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

（平成10.12.1第12条を第13条に繰下、14.4.1、17.1.1変更、19.9.30第13条を第16条に繰下、21.1.5、22.7.15変更）

（配当落等の期日）

第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

次の a 又は b に定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日

a 内国株券

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日。

b 外国株券

記名式の場合は、配当又は新株予約権その他の権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿（受益者名簿及び投資主名簿を含む。）閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株式（外国投資信託の受益権及び外国投資証券に係る投資口を含む。）申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、外国株券について当取引所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。

(2) 普通取引

権利確定日の前日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の2日前の日）とする。

（平成4.3.17、10.12.1、12.9.4、14.4.1、15.1.10、16.10.1、17.6.20、18.5.1、21.11.16、22.7.15、31.7.16変更）

（株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日）

第17条の2 規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

当該併合の効力発生の日（当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日の翌日）とする。

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日を2日前の日とする。

（平成21.11.16追加、31.7.16変更）

（取得対価の変更期日等）

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日（当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日（当該日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日）（以下「旧条件最終適用日」という。）の翌日

(2) 普通取引

次の a 又は b に定めるところによる。

a 取得対価の変更期日

旧条件最終適用日の前日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の2日前の日）とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）が利払期日の前日に当たるときは、旧条

件最終適用日の3日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日）とする。

（平成4.3.17、10.7.1、10.12.1、12.9.4、13.11.26、14.4.1、15.1.10、18.5.1、21.1.5、21.11.16、31.7.16変更）

（期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日）

第18条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

期中償還請求期間満了の日の翌日

(2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の2日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日）とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の3日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日）とする。

（平成4.3.17追加、10.12.1、12.9.4、13.11.26、14.4.1、15.1.10、31.7.16変更）

第19条 削 除（平成14.4.1、18.1.10、24.4.1、27.3.12変更）

（売買の停止）

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の2日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の3日前の日）から当選番号発表日までとする。

(2) 規程第28条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、有価証券上場規程により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後15分を経過した時（監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時）までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。

(3) 規程第28条第3号及び第4号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。

(4) 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。

a 売買の取消しを行う場合

当取引所がその都度必要と認める期間

b 売買の取消しを行わない場合

当取引所が売買の取消しを行わないことを発表した後15分を経過した時まで

2 当取引所は、規程第28条第3号及び第4号に掲げる場合の売買の停止に関する判断（前項第3号

に定める売買の停止の期間に関する判断を含む。)に当たって当取引所が必要があると認めるときは、取引参加者の有価証券売買責任者に対して、当取引所が定めるところにより売買を行うことの可否について報告を求めることができる。

- 3 取引参加者は、前項に定めるところにより報告を求められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(平成6.5.27、10.1.1、10.7.1、10.12.1、11.9.1、11.11.10、11.12.1、12.9.4、13.11.26、14.4.1、16.2.16、18.5.1、18.12.11、19.9.30、21.11.9、21.11.16、23.5.9、31.7.16、令和3.4.26、4.4.4変更)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第21条 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券

上場株式数(投資信託受益証券の場合は上場受益権口数をいう。)の10%に相当する数量

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄

売買単位の2万倍に相当する数量

b 前a以外の銘柄

上場株式数(外国投資信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、外国投資証券の場合は上場投資口口数(投資法人債券に類する外国投資証券にあつては、当該外国投資証券の数量をいう。)をいう。)の10%に相当する数量

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

- 2 前項に規定するほか、債券に係る規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所が必要と認める場合に行うものとする。

(平成12.9.4、19.5.7、19.9.30、21.11.9、22.7.15変更)

第22条から第25条まで 削除 (平成19.9.30追加)

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第26条 規程第40条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(平成6.5.27、10.12.1、12.7.17、14.4.1変更)

(復活のための売買)

第26条の2 規程第40条の2の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

- 2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われ

た時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

- a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け
 - b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買
 - c 有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の決済のための売買
- (2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。
- (3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。
- 3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客についてN-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第18条第1項に規定する申請を行うときは、復活のための売買及びN-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第20条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。次号において同じ。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(2) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

（平成19.9.30追加、20.7.22、25.11.5変更）

（売買管理上適当でないとする場合）

第26条の3 規程第41条第1項に規定する当取引所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。

- (1) 立会外分売に係る有価証券について、直前に立会外分売が行われた日から4週間を経過していない場合（直前に行われた立会外分売において、売買が成立しなかった数量の範囲内で再度立会外分売を行う場合を除く。）
- (2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあっては、これらに準ずる事項）について、有価証券上場規程に基づき開示を行った日から5日を経過していない場合
- (3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、取引所金融商品市場における買付けその他当取引所が適当と認める方法以外の方法で1か年以内に取得したものではないことの確認がとれない場合
- (4) 立会外分売に係る有価証券の売買立会における売買状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合で、当取引所が立会外分売を行うことが適当でないとするとき。

(平成23. 7. 19追加、31. 4. 1変更)

(立会外分売の数量)

第27条 規程第41条第1項に規定する当取引所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の売買立会における最近6か月間(当取引所が立会外分売に係る届出を受理した日が月の1日から20日までの間は、その前々月以前6か月間とし、月の21日から末日までの間は、前月以前6か月間とする。)の普通取引の一日平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の一日平均売買高に関し必要な事項は、当取引所がその都度定めるものとする。

(1) 内国株券(投資信託受益証券除く。)

a 売買単位が100株を超える銘柄

1日平均売買高	数 量	
	プレミア市場銘柄	メイン市場銘柄
3万株未満のもの	10万株	3万株
3万株以上 5万株未満のもの	10万株	5万株
5万株 " 10万株 "	15万株	7万株
10万株 " 30万株 "	20万株	10万株
30万株 " 50万株 "	25万株	12万株
50万株 " 75万株 "	35万株	17万株
75万株 " 100万株 "	50万株	25万株
100万株 " 200万株 "	70万株	35万株
200万株以上のもの	100万株	50万株

b 売買単位が1株を超え100株以下の銘柄

1日平均売買高	数 量	
	プレミア市場銘柄	メイン市場銘柄
3万株未満のもの	2万株	0.8万株
3万株以上 5万株未満のもの	2万株	1万株
5万株 " 10万株 "	3万株	1.5万株
10万株 " 30万株 "	4万株	2万株
30万株 " 50万株 "	5万株	2.5万株
50万株 " 75万株 "	7万株	3.5万株
75万株 " 100万株 "	10万株	5万株
100万株 " 200万株 "	14万株	7万株
200万株以上のもの	20万株	10万株

c 売買単位が1株の銘柄

1日平均売買高	数 量	
	プレミア市場銘柄	メイン市場銘柄

30株未満のもの		100株	30株
30株以上	50株未満のもの	100株	50株
50株	100株	150株	70株
100株	300株	200株	100株
300株	500株	250株	120株
500株	750株	350株	170株
750株	1千株	500株	250株
1千株	2千株	700株	350株
2千株以上のもの		1千株	500株

(2) 株式の分布状況の改善を目的として、他の金融商品取引所と同時に行う場合

a 売買単位が100株を超える銘柄

1日平均売買高	数 量		
	プレミアム市場銘柄	メイン市場銘柄	
3万株未満のもの	10万株	3万株	
3万株以上	5万株未満のもの	10万株	5万株
5万株	10万株	15万株	7万株
10万株以上のもの	20万株	10万株	

b 売買単位が1株を超え100株以下の銘柄

1日平均売買高	数 量		
	プレミアム市場銘柄	メイン市場銘柄	
3万株未満のもの	2万株	0.8万株	
3万株以上	5万株未満のもの	2万株	1万株
5万株	10万株	3万株	1.5万株
10万株以上のもの	4万株	2万株	

c 売買単位が1株の銘柄

1日平均売買高	数 量		
	プレミアム市場銘柄	メイン市場銘柄	
30株未満のもの	100株	30株	
30株以上	50株未満のもの	100株	50株
50株	100株	150株	70株
100株以上のもの	200株	100株	

2 前項第1号aからcにおけるメイン市場銘柄についての数量は、ネクスト市場銘柄の立会外分売を行う場合に準用する。

3 第1項(第1号中プレミアム市場銘柄に係る部分を除く。)の規定は、投資信託受益証券について準用する。

(平成9.12.12、10.12.1、11.10.1、14.4.1、15.1.14、15.4.1、19.9.30、22.7.15、令和4.4.4変更)

(立会外分売の届出)

第28条 規程第41条第2項の規定による届出は、当取引所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行う

ものとする。

(平成6.5.27、9.12.12、11.5.1、12.7.17、14.4.1変更)

(立会外分売に係る基準値段)

第29条 規程第42条かつこ書に規定する当取引所が定める基準値段は、呼値の制限値幅に関する規則別表「基準値段算出に関する表」により算出された値段とする。

(平成10.12.1、11.5.1、14.4.1、31.7.16変更)

(立会外分売の買付申込み)

第30条 規程第43条第1項に規定する立会外分売に対する買付けの申込みは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 買付申込の方法

立会外分売に対する買付けの申込みは、その内容を、当取引所が適当と認める方法により当取引所に通知することにより行うものとする。

(2) 買付申込数量の単位

買付申込数量の単位は、当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとする。

(3) 買付申込数量の制限

当取引所が立会外分売に対する買付申込数量の限度を定める必要を認めた場合で、かつ、立会外分売を委託した顧客がその限度を定めたときは、取引参加者は、同一顧客からの当該限度を超える数量の買付申込みを受託することができないものとする。

2 呼値に関する規則第3条第2項の規定は、立会外分売の買付けの申込みについて準用する。この場合において、「業務規程第28条の規定」とあるのは「N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第18条の規定」と読み替えるものとする。

(平成6.5.27、11.5.1、12.7.17、14.4.1、23.7.19、令和3.4.26変更)

(立会外分売における対当順位)

第31条 規程第44条に規定する当取引所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対当の順位は次のとおりとする。

a 第1順位

顧客（金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。

以下この号において同じ。）を除く。）からの委託に基づく買付申込数量

b 第2順位

金融商品取引業者の自己の計算に基づく買付申込数量

(2) 前号 a 及び b に規定するそれぞれの買付申込数量の対当順位は、次のとおりとする。この場合において、同一取引参加者の買付申込数量が分売総数量を超えているときは、当該買付申込数量は、分売総数量と同数量とする。

a 買付けの申込みを行っている取引参加者単位により申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（申込数量が同一の取引参加者については、売買システムでの記録順序）で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させる。

b 最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量に比例させ、対当させる。ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(3) 前号bただし書の規定により切り捨てた分については、切捨数量の多い取引参加者から最小単位を順次対当させる。ただし、その数量が同一の取引参加者については、売買システムでの記録順序により対当させる。

(平成11.5.1、14.4.1、19.9.30、23.7.19変更)

(取引参加者端末装置に関する報告事項等)

第31条の2 規程第78条第3項の報告は、取引参加者端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げる事項については当取引所が必要と認めるときに行うものとする。

(1) 呼値に係る取引参加者端末装置への入力について、自動入力か手動入力かの別

(2) 前号に掲げるもののほか、当取引所が市場の運営上必要と認める事項

2 取引参加者は、当取引所が売買システムの安定的な稼動のために必要と認めて、規程第78条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

(平成22.1.4追加)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第32条 規程第78条の2に規定する当取引所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄

(2) 発注した取引参加者の名称

(3) 内容

a 売付け又は買付けの区別

b 値段

c 数量

(4) 売買成立等の状況

a 発注時刻

b 取消しの時刻（すべての数量について売買が成立した場合はその時刻）

c 約定値段（発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。）

d 売買成立の数量

(平成11.10.1、19.9.30変更)

付 則

1 この改正規定は、平成3年10月11日から施行する。

2 この改正規定施行の直前に発行の決議があった新株券の発行日決済取引の売買取引最終日については、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成4年3月27日から施行し、同年3月1日以後の売買取引分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成6年4月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成6年4月1日

付 則

この改正規定は、平成6年7月28日から施行し、平成6年8月1日以後の売買取引から適用する。

付 則

この改正規定は、平成6年12月26日から施行し、同年10月1日以後の取引分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成9年1月23日から施行し、同年1月6日以後の取引分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成10年4月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。ただし、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券については、平成10年2月9日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成10年4月13日

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

(平成12.9.4変更)

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行し、この改正規定施行の日前に合併期日が到来した合併に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成12年6月1日から、第11条の改正規定は、平成12年6月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第11条の2の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年2月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後

の規定を適用する。

- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第17条から第18条の2までの改正規定は同年1月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

第20条第3号の改正規定は、平成16年2月16日から、第32条の7の改正規定は平成16年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

(注) 「当取引所が定める日」は、平成20年1月4日

- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第12条の規定の適用については、同条中「額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年12月11日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成19年5月7日

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の前日に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日取引については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1号、第9条、第10条及び第31条の2の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年7月19日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成25年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適

用する。

付 則

この改正規定は、平成25年11月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成29年4月24日から施行する。
- 2 第1条の2の規定にかかわらず、規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に限り、日本証券金融株式会社及び中部証券金融株式会社とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、施行日において、当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために中部証券金融株式会社から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受けることはできないものとする。

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第17条第2号の規定は、平成31年7月18日以後に権利確定日が到来する株券の売買から適用する。
- 3 改正後の第17条の2の規定は、平成31年7月18日以後に効力発生の日が到来する場合の株式併合後の株券の売買から適用する。
- 4 改正後の第18条第2号aの規定は、平成31年7月17日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の取得対価の変更から適用し、同号b本文の規定は、同月18日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用し、同号bただし書の規定は、同月19日以後に旧条件最終適用日が到来する場合の行使条件の変更から適用する。
- 5 改正後の第18条の2第2号本文の規定は、平成31年7月18日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用し、同号ただし書の規定は、同月19日以後に期中償還請求期間満了の日が到来する場合の期中償還請求権に係る権利落としての売買から適用する。
- 6 改正後の第20条第1号の規定は、平成31年7月18日以後に抽選償還の当選番号発表日が到来する債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止から適用する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年11月5日から施行する。ただし、第26条の3第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年11月5日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

(変更)

[昭和61.8.1、62.2.1、62.6.15、62.10.5、62.11.2、63.5.2、63.10.1、平成1.4.1、1.9.27、2.12.1、3.1.4、3.2.22、3.4.1、3.7.1、3.10.11、4.1.1、4.3.17、4.3.27、4.7.13、4.7.20、5.4.1、6.2.10、6.4.1、6.4.28、6.5.27、6.7.28、6.12.26、7.2.1、7.5.1、7.10.1、9.1.23、9.7.1、9.9.1、9.12.12、10.1.1、10.2.9、10.4.1、10.4.13、10.6.1、10.7.1、10.10.23、10.11.1、10.12.1、11.2.22、11.5.1、11.5.6、11.9.1、11.10.1、11.11.1、11.11.10、11.12.1、12.6.1、12.7.17、12.9.4、13.10.1、13.11.26、14.2.4、14.4.1、14.12.10、15.1.10、15.1.14、15.2.10、15.4.1、16.2.1、16.2.16、16.10.1、17.1.1、17.6.20、17.8.8、18.1.10、18.5.1、18.12.11、19.5.7、19.9.30、20.1.4、20.7.22、21.1.5、21.11.9、21.11.16、22.1.4、22.7.15、23.5.9、23.7.19、24.4.1、25.11.5、27.3.12、29.4.24、30.5.1、31.4.1、31.7.16、31.11.5、令和3.4.26、4.4.4]

(別表) 板の様式

(平成12.7.17、12.9.4変更)

(銘 柄)

(売成行呼値記載欄)				(買成行呼値記載欄)		
			(値 段)			
	(売 呼 値 記 載 欄)		(値 段)		(買 呼 値 記 載 欄)	
			(値 段)			
			(値 段)			
			(値 段)			

(注) 1. 日別に作成し、その日付を記載する。

2. 同一用紙に記載できる銘柄は、原則として1銘柄とし、必要に応じて銘柄数を増加することができるものとする。

3. 値段欄は、適宜、必要に応じて設ける。

4. 売呼値は右から左へ、買呼値は左から右に記載する。

5. 売呼値の数量は取引参加者名の上部に、買呼値の数量は取引参加者名の下部に記載する。

6. 売買立会の始めの約定値段が決定された後における同時呼値については、一定の表示により、その旨を明確にする。

7. 当日取引の呼値については、一定の表示により普通取引の呼値と区分する。

(平成12.9.4、14.4.1変更)